

# 明治学院大学情報ネットワーク規程

1995年 3月15日 大学評議会承認

2000年 1月19日 大学評議会承認

2016年 6月24日 常務理事会承認

(目的)

第1条 本規程は明治学院大学情報ネットワーク（以下「MA I N」という。）の利用について定める。

(運用管理責任者)

第2条 MA I Nの運用と管理、利用者の審査と登録は情報センター長がこれを行う。

(利用対象者)

第3条 MA I Nの利用対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の勤務員
- (2) 本学の学部生、大学院生、その他本学の開講科目を履修する者
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の卒業生、修了生
- (5) 本学の入学前教育対象者
- (6) 本学学生の保証人
- (7) 国際無線LANローミング基盤(eduroam)利用者
- (8) 情報センター長が認めた者

(運用管理責任者の権限)

第4条 情報センター長はMA I Nの運用と管理およびトラブルを防止し秩序を維持するために必要な処置をとることができる。

(利用者の義務)

第5条 利用者はMA I Nのシステムの安定、セキュリティの確保に協力しなければならない。

(遵守事項)

第6条 MA I Nの利用にあたっては大学のネットワークであることを踏まえ、関連する法令と人権を守らなければならない。

(利用細則)

第7条 MA I Nの利用細則は別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については情報機器等利用計画本部会議および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この規程は、1995年4月1日より施行する。
- 2 1999年4月1日一部改正施行（第7条（7））
- 3 2000年4月1日一部改正施行
- 4 この規程は、2016年6月24日から施行する（第3条 利用者の拡大、第4条を削除、以下条番号繰上げ、第9条 改廃手続の変更）